

法人の場合

- ・ 産業廃棄物処理業の許可申請（更新含む）
- ・ 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請

	(1) ☐ 産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (様式第6号) ☐ 産業廃棄物処分業許可申請書 (様式第8号) ☐ 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (様式第10号)														
	(2) ☐ 事業計画の概要を記載した書類 <table border="1"> <tr> <th>☐ 収集運搬業</th><th>☐ 処分業</th></tr> <tr> <td>☐ ア 事業の全体計画</td><td>☐ ア 事業の全体計画</td></tr> <tr> <td>☐ イ 収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬量等</td><td>☐ イ 処分する産業廃棄物の種類及び処分量等</td></tr> <tr> <td>☐ ウ 運搬施設の概要</td><td>☐ ウ 処分施設の概要</td></tr> <tr> <td>☐ エ 収集運搬業務の具体的な計画</td><td>☐ エ 最終処分場</td></tr> <tr> <td>☐ オ 環境保全措置の概要</td><td>☐ オ 処分業務の具体的な計画</td></tr> <tr> <td></td><td>☐ カ 環境保全措置の概要</td></tr> </table>	☐ 収集運搬業	☐ 処分業	☐ ア 事業の全体計画	☐ ア 事業の全体計画	☐ イ 収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬量等	☐ イ 処分する産業廃棄物の種類及び処分量等	☐ ウ 運搬施設の概要	☐ ウ 処分施設の概要	☐ エ 収集運搬業務の具体的な計画	☐ エ 最終処分場	☐ オ 環境保全措置の概要	☐ オ 処分業務の具体的な計画		☐ カ 環境保全措置の概要
☐ 収集運搬業	☐ 処分業														
☐ ア 事業の全体計画	☐ ア 事業の全体計画														
☐ イ 収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬量等	☐ イ 処分する産業廃棄物の種類及び処分量等														
☐ ウ 運搬施設の概要	☐ ウ 処分施設の概要														
☐ エ 収集運搬業務の具体的な計画	☐ エ 最終処分場														
☐ オ 環境保全措置の概要	☐ オ 処分業務の具体的な計画														
	☐ カ 環境保全措置の概要														
※1	(3) 運搬車両に関する書類														
※2	☐ 写真※8 ☐ 車検証の写し ☐ 借用している場合は使用承諾書等の写し														
※1	(4) 駐車施設に関する書類														
※2	☐ 図面 ☐ 写真※8 ☐ 付近見取図※7 ☐ 公図(字限図)※7※8 ☐ 土地・建物の登記事項証明書※8 ☐ 借用している場合は賃貸契約書等														
※1	(5) 積替え保管施設に関する書類														
※2	☐ 図面(平面図、立面図、断面図、構造図) ☐ 設計計算書(容量計算書) ☐ 付近見取図※7 ☐ 写真※8 ☐ 公図(字限図)※7※8 ☐ 土地・建物の登記事項証明書※8 ☐ 借用している場合は賃貸契約書等														
※1	(6) 処理施設(保管施設を含む)に関する書類														
※3	☐ 図面(平面図、立面図、断面図、構造図)※9 ☐ 設計計算書(仕様書、能力計算書)※9 ☐ 付近見取図※7※9 ☐ 写真※8 ☐ 公図(字限図)※7※8 ☐ 土地・建物の登記事項証明書※8 ☐ 処理施設の所有権を有することを証する書類 ☐ 借用している場合は賃貸契約書等														
※1	(7) ☐ 容器等の写真※8														
※3	(8) ☐ 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類														
	(9) ☐ 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類(講習会修了証の写し)														
	(10) ☐ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類														
※6	(11) 直前3年の各事業年度における次の書類														
※11	☐ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表 ☐ 法人税の納付済額を証する書類(納税証明書(その1))※8 ☐ 法人税の納付すべき額を証する書類(確定申告書の写し(税務署に提出したことが分かるもの)) ※経理的基礎の有無に係る判断は、これらの書類を国の通知に基づき審査します。 これらの書類で判断ができない場合は追加書類として、経営改善計画書の提出を求める場合や、 中小企業診断士による診断書等の提出を求める場合があります。														
※6	(12) ☐ 申請法人の定款(原本証明あり)又は寄附行為※10、※11 ☐ 申請法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)※8														
※5	(13) 役員(取締役、監査役、相談役、顧問等)に関する書類 ☐ 住民票の写し※8(本籍の記載のあるもの) ☐ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書※8														
※5	(14) 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主 出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者 } に関する書類 ☐ 住民票の写し※8(本籍の記載のあるもの) ☐ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書※8 (これらの者が法人である場合には、 ☐ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)※8														
※5	(15) 使用人に関する書類(政令で定める使用人がある場合) ☐ 住民票の写し※8(本籍の記載のあるもの) ☐ 社内管理組織図 ☐ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書※8														
※5	(16) 誓約書 ☐ 法人用誓約書														
※4	(17) ☐ 現在交付されている許可証(原本)														

※1：変更ない場合に限り省略することができる。この場合、変更ない旨を記載した書類を提出すること。
変更ある場合は、変更届の提出(変更後10日以内又は法人で登記事項証明書が必要な場合は30日以内)が必要です。

※2：収集運搬業の場合のみ。 ※3：処分業の場合のみ。

※4：新規申請の場合は不要。

※5：先行許可証の提出によって省略可。(ただし、山形県知事発行のものに限る。)

※6：直前事業年度の有価証券報告書(証券取引法第24条第1項)でも可

※7：該当する部分を図示すること ※8：3ヶ月以内のものであること。

※9：産業廃棄物処理施設設置許可を受けている場合は不要。

※10：優良認定業者であり、かつ更新申請の場合は省略可能。

※11：優良認定業者であり、かつ変更申請の場合は省略可能。

個人の場合

- ・ 産業廃棄物処理業の許可申請（更新含む）
- ・ 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請

	(1) ☐ 産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (様式第6号) ☐ 産業廃棄物処分業許可申請書 (様式第8号) ☐ 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (様式第10号)														
	(2) ☐ 事業計画の概要を記載した書類 <table border="1"> <tr> <th>☐ 収集運搬業</th><th>☐ 処分業</th></tr> <tr> <td>☐ ア 事業の全体計画</td><td>☐ ア 事業の全体計画</td></tr> <tr> <td>☐ イ 収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬量等</td><td>☐ イ 処分する産業廃棄物の種類及び処分量等</td></tr> <tr> <td>☐ ウ 運搬施設の概要</td><td>☐ ウ 処分施設の概要</td></tr> <tr> <td>☐ エ 収集運搬業務の具体的な計画</td><td>☐ エ 最終処分場</td></tr> <tr> <td>☐ オ 環境保全措置の概要</td><td>☐ オ 処分業務の具体的な計画</td></tr> <tr> <td></td><td>☐ カ 環境保全措置の概要</td></tr> </table>	☐ 収集運搬業	☐ 処分業	☐ ア 事業の全体計画	☐ ア 事業の全体計画	☐ イ 収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬量等	☐ イ 処分する産業廃棄物の種類及び処分量等	☐ ウ 運搬施設の概要	☐ ウ 処分施設の概要	☐ エ 収集運搬業務の具体的な計画	☐ エ 最終処分場	☐ オ 環境保全措置の概要	☐ オ 処分業務の具体的な計画		☐ カ 環境保全措置の概要
☐ 収集運搬業	☐ 処分業														
☐ ア 事業の全体計画	☐ ア 事業の全体計画														
☐ イ 収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬量等	☐ イ 処分する産業廃棄物の種類及び処分量等														
☐ ウ 運搬施設の概要	☐ ウ 処分施設の概要														
☐ エ 収集運搬業務の具体的な計画	☐ エ 最終処分場														
☐ オ 環境保全措置の概要	☐ オ 処分業務の具体的な計画														
	☐ カ 環境保全措置の概要														
※1	(3) 運搬車両に関する書類														
※2	☐ 写真※7 ☐ 車検証の写し ☐ 借用している場合は使用承諾書等の写し														
※1	(4) 駐車施設に関する書類														
※2	☐ 配置図 ☐ 写真※7 ☐ 付近見取図※6 ☐ 公図(字限図)※6※7 ☐ 土地・建物の登記事項証明書※7 ☐ 借用している場合は賃貸契約書等														
※1	(5) 積替え保管施設に関する書類														
※2	☐ 図面(平面図、立面図、断面図、構造図) ☐ 設計計算書(容量計算書) ☐ 写真※7 ☐ 付近見取図※6 ☐ 公図(字限図)※6※7 ☐ 土地・建物の登記事項証明書※7 ☐ 借用している場合は賃貸契約書等														
※1	(6) 処理施設(保管施設を含む)に関する書類														
※3	☐ 図面(平面図、立面図、断面図、構造図)※8 ☐ 設計計算書(仕様書、能力計算書)※8 ☐ 写真※7 ☐ 付近見取図※6※8 ☐ 公図(字限図)※6※7 ☐ 土地・建物の登記事項証明書※7 ☐ 処理施設の所有権を有することを証する書類 ☐ 借用している場合は賃貸契約書等														
※1	(7) ☐ 容器等の写真※7														
※3	(8) ☐ 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類														
	(9) ☐ 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類(講習会修了証の写し)														
	(10) ☐ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類														
	(11) ☐ 資産に関する調書(銀行の残高証明書及び資産証明書) ☐ 直前3年の所得税の納付すべき額を証する書類(確定申告書の写し(税務署に提出したことが分かるもの)) ☐ 直前3年の所得税の納付済額を証する書類(所得税の納税証明書(その1))※7 ※経理的基礎の有無に係る判断は、これらの書類を国の通知に基づき審査します。 これらの書類で判断ができない場合は追加書類として、経営改善計画書の提出を求める場合や、 中小企業診断士による診断書等の提出を求める場合があります。														
※5	(12) 申請者に関する書類 ☐ 住民票の写し※7(本籍の記載のあるもの) ☐ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書※7														
※5	(13) 法定代理人に関する書類(申請者が未成年である場合) ☐ 住民票の写し※7(本籍の記載のあるもの) ☐ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書※7														
※5	(14) 使用人に関する書類(政令で定める使用人がある場合) ☐ 住民票の写し※7(本籍の記載のあるもの) ☐ 社内管理組織図 ☐ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書※7														
※5	(15) 誓約書 ☐ 個人用誓約書														
※4	(16) ☐ 現在交付されている許可証(原本)														

※1：変更ない場合に限り省略することができる。この場合、変更ない旨を記載した書類を提出すること。

変更ある場合は、変更届の提出(変更後10日以内)が必要です。

※2：収集運搬業の場合のみ。

※3：処分業の場合のみ。

※4：新規申請の場合は不要。

※5：先行許可証の提出によって省略可。(ただし、山形県知事発行のものに限る。)

※6：該当する部分を図示すること。

※7：3ヶ月以内のものであること。

※8：産業廃棄物処理施設設置許可を受けている場合は不要。

法人の場合

- ・ 特別管理産業廃棄物処理業の許可申請（更新含む）
- ・ 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請

	(1) ☐ 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (様式第12号) ☐ 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書 (様式第14号) ☐ 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (様式第16号)														
	(2) ☐ 事業計画の概要を記載した書類														
	<table border="1"> <tr> <th>☐ 収集運搬業</th><th>☐ 処分業</th></tr> <tr> <td>☐ 事業の全体計画</td><td>☐ 事業の全体計画</td></tr> <tr> <td>☐ 収集運搬する特別管理産業廃棄物の種類及び運搬量等</td><td>☐ 処分する特別管理産業廃棄物の種類及び処分量等</td></tr> <tr> <td>☐ 運搬施設の概要</td><td>☐ 処分施設の概要</td></tr> <tr> <td>☐ 収集運搬業務の具体的な計画</td><td>☐ 最終処分場</td></tr> <tr> <td>☐ 環境保全措置の概要</td><td>☐ 処分業務の具体的な計画</td></tr> <tr> <td></td><td>☐ 環境保全措置の概要</td></tr> </table>	☐ 収集運搬業	☐ 処分業	☐ 事業の全体計画	☐ 事業の全体計画	☐ 収集運搬する特別管理産業廃棄物の種類及び運搬量等	☐ 処分する特別管理産業廃棄物の種類及び処分量等	☐ 運搬施設の概要	☐ 処分施設の概要	☐ 収集運搬業務の具体的な計画	☐ 最終処分場	☐ 環境保全措置の概要	☐ 処分業務の具体的な計画		☐ 環境保全措置の概要
☐ 収集運搬業	☐ 処分業														
☐ 事業の全体計画	☐ 事業の全体計画														
☐ 収集運搬する特別管理産業廃棄物の種類及び運搬量等	☐ 処分する特別管理産業廃棄物の種類及び処分量等														
☐ 運搬施設の概要	☐ 処分施設の概要														
☐ 収集運搬業務の具体的な計画	☐ 最終処分場														
☐ 環境保全措置の概要	☐ 処分業務の具体的な計画														
	☐ 環境保全措置の概要														
※1	(3) 運搬車両に関する書類														
※2	☐ 写真※9 ☐ 車検証の写し ☐ 借用している場合は使用承諾書等の写し														
※1	(4) 駐車施設に関する書類														
※2	☐ 配置図 ☐ 写真※9 ☐ 付近見取図※7 ☐ 公図(字限図)※8※9 ☐ 土地・建物の登記事項証明書※9 ☐ 借用している場合は賃貸契約書等														
※1	(5) 積替え保管施設に関する書類														
※2	☐ 図面(平面図、立面図、断面図、構造図) ☐ 設計計算書(容量計算書) ☐ 写真※9 ☐ 付近見取図※8 ☐ 公図(字限図)※8※9 ☐ 土地・建物の登記事項証明書※9 ☐ 借用している場合は賃貸契約書等														
※1	(6) 処理施設(保管施設を含む)に関する書類														
※3	☐ 図面(平面図、立面図、断面図、構造図)※10 ☐ 設計計算書(仕様書、能力計算書)※10 ☐ 付近見取図※8※10 ☐ 写真※9 ☐ 公図(字限図)※8※9 ☐ 土地・建物の登記事項証明書※9 ☐ 処理施設の所有権を有することを証する書類 ☐ 借用している場合は賃貸契約書等														
※3	(7) ☐ 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類														
※1	(8) ☐ 容器等の写真※8														
※3	(9) ☐ 処分後の特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類														
	(10) ☐ 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類(講習会修了証の写し) ☐ 運転者の名簿※5 ☐ 運転者全員の知識及び技能を有することを説明する書類(講習会修了証の写し)※5 ☐ 毎年の研修計画※5														
※3	(11) ☐ 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者について、知識及び技能を有することを証する書類														
	(12) ☐ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類														
※7	(13) 直前3年の各事業年度における次の書類														
※12	☐ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表 ☐ 法人税の納付済額を証する書類(納税証明書(その1))※9 ☐ 法人税の納付すべき額を証する書類(確定申告書の写し(税務署に提出したことが分かるもの)) ※経理的基礎の有無に係る判断は、これらの書類を国の通知に基づき審査します。 これらの書類で判断ができない場合は追加書類として、経営改善計画書の提出を求める場合や、 中小企業診断士による診断書等の提出を求める場合があります。														
※7	(14) ☐ 申請法人の定款(原本証明あり)又は寄附行為※11、※12 ☐ 申請法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)※9														
※6	(15) 役員(取締役、監査役、相談役、顧問等)に関する書類 ☐ 住民票の写し※9(本籍の記載のあるもの) ☐ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書※9														
※6	(16) 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主 出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者 } に関する書類 ☐ 住民票の写し※9(本籍の記載のあるもの) ☐ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書※9 (これらの者が法人である場合には、 ☐ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)※9)														
※6	(17) 使用人に関する書類(政令で定める使用人がある場合) ☐ 住民票の写し※9(本籍の記載のあるもの) ☐ 社内管理組織図 ☐ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書※9														
※6	(18) ☐ 法人用誓約書														
※4	(19) ☐ 現在交付されている許可証(原本)														
※5	(20) ☐ 運搬容器の構造図 ☐ 連絡設備(GPS、電話、無線等)の概要 ☐ 応急設備又は器具の概要														
※1	変更ない場合に限り省略することができる。この場合、変更ない旨を記載した書類を提出すること。 変更ある場合は、変更届の提出(変更後10日以内又は法人で登記事項証明書が必要な場合は30日以内)が必要です。														
※2	収集運搬業の場合のみ。														
※3	処分業の場合のみ。														
※4	新規申請の場合は不要。														
※5	PCB廃棄物の収集運搬業のみ。														
※6	先行許可証の提出によって省略可。(ただし、山形県知事発行のものに限る。)														
※7	直前事業年度の有価証券報告書(証券取引法第24条第1項)でも可。														
※8	該当する部分を図示すること。														
※9	3ヶ月以内のものであること。														
※10	産業廃棄物処理施設設置許可を受けている場合は不要。														
※11	優良認定業者であり、かつ更新申請の場合は省略可能。														
※12	優良認定業者であり、かつ変更申請の場合は省略可能。														

個人の場合

- ・ 特別管理産業廃棄物処理業の許可申請（更新含む）
- ・ 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請

	(1) ☐ 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (様式第12号) ☐ 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書 (様式第14号) ☐ 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (様式第16号)														
	(2) ☐ 事業計画の概要を記載した書類														
	<table border="1"> <tr> <th>☐ 収集運搬業</th><th>☐ 処分業</th></tr> <tr> <td>☐ 事業の全体計画</td><td>☐ 事業の全体計画</td></tr> <tr> <td>☐ 収集運搬する特別管理産業廃棄物の種類及び運搬量等</td><td>☐ 処分する特別管理産業廃棄物の種類及び処分量等</td></tr> <tr> <td>☐ 運搬施設の概要</td><td>☐ 処分施設の概要</td></tr> <tr> <td>☐ 収集運搬業務の具体的な計画</td><td>☐ 最終処分場</td></tr> <tr> <td>☐ 環境保全措置の概要</td><td>☐ 処分業務の具体的な計画</td></tr> <tr> <td></td><td>☐ 環境保全措置の概要</td></tr> </table>	☐ 収集運搬業	☐ 処分業	☐ 事業の全体計画	☐ 事業の全体計画	☐ 収集運搬する特別管理産業廃棄物の種類及び運搬量等	☐ 処分する特別管理産業廃棄物の種類及び処分量等	☐ 運搬施設の概要	☐ 処分施設の概要	☐ 収集運搬業務の具体的な計画	☐ 最終処分場	☐ 環境保全措置の概要	☐ 処分業務の具体的な計画		☐ 環境保全措置の概要
☐ 収集運搬業	☐ 処分業														
☐ 事業の全体計画	☐ 事業の全体計画														
☐ 収集運搬する特別管理産業廃棄物の種類及び運搬量等	☐ 処分する特別管理産業廃棄物の種類及び処分量等														
☐ 運搬施設の概要	☐ 処分施設の概要														
☐ 収集運搬業務の具体的な計画	☐ 最終処分場														
☐ 環境保全措置の概要	☐ 処分業務の具体的な計画														
	☐ 環境保全措置の概要														
※1	(3) 運搬車両に関する書類														
※2	☐ 写真※7 ☐ 車検証の写し ☐ 借用している場合は使用承諾書等の写し														
※1	(4) 駐車施設に関する書類														
※2	☐ 配置図 ☐ 写真※8 ☐ 付近見取図※7 ☐ 公図 (字限図) ※7※8 ☐ 土地・建物の登記事項証明書※8 ☐ 借用している場合は賃貸契約書等														
※1	(5) 積替え保管施設に関する書類														
※2	☐ 図面 (平面図、立面図、断面図、構造図) ☐ 設計計算書 (容量計算書) ☐ 写真※8 ☐ 付近見取図※7 ☐ 公図 (字限図) ※7※8 ☐ 土地・建物の登記事項証明書※8 ☐ 借用している場合は賃貸契約書等														
※1	(6) 処理施設 (保管施設を含む) に関する書類														
※3	☐ 図面 (平面図、立面図、断面図、構造図) ※9 ☐ 設計計算書 (仕様書、能力計算書) ※9 ☐ 付近見取図※7 ☐ 写真※8 ☐ 公図 (字限図) ※7※8 ☐ 土地・建物の登記事項証明書※8 ☐ 処理施設の所有権を有することを証する書類 ☐ 借用している場合は賃貸契約書等														
※3	(7) ☐ 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類														
※1	(8) ☐ 容器等の写真※8														
※3	(9) ☐ 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類														
	(10) ☐ 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 (講習会修了証の写し) ☐ 運転者の名簿※5 ☐ 運転者全員の知識及び技能を有することを説明する書類 (講習会修了証の写し) ※5														
※3	(11) ☐ 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者について、知識及び技能を有することを証する書類														
	(12) ☐ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類														
	(13) ☐ 資産に関する調査 (銀行の残高証明書及び資産証明書) ☐ 直前3年の所得税の納付すべき額を証する書類 (確定申告書の写し (税務署に提出したことが分かるもの)) ☐ 直前3年の所得税の納付済額を証する書類 (所得税の納税証明書 (その1)) ※8 ※経理的基礎の有無に係る判断は、これらの書類を国の通知に基づき審査します。 これらの書類で判断ができない場合は追加書類として、経営改善計画書の提出を求める場合や、 中小企業診断士による診断書等の提出を求める場合があります。														
※6	(14) 申請者に関する書類 ☐ 住民票の写し※8 (本籍の記載のあるもの) ☐ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書※8														
※6	(15) 法定代理人に関する書類 (申請者が未成年である場合) ☐ 住民票の写し※8 (本籍の記載のあるもの) ☐ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書※8														
※6	(16) 使用人に関する書類 (政令で定める使用人がある場合) ☐ 住民票の写し※8 (本籍の記載のあるもの) ☐ 社内管理組織図 ☐ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書※8														
※6	(17) ☐ 個人用誓約書														
※4	(18) ☐ 現在交付されている許可証 (原本)														
※5	(19) ☐ 運搬容器の構造図 ☐ 連絡設備 (GPS、電話、無線等) の概要 ☐ 応急設備又は器具の概要														
※1: 変更ない場合に限り省略することができる。この場合、変更ない旨を記載した書類を提出すること。 変更ある場合は、変更届の提出 (変更後10日以内) が必要です。															
※2: 収集運搬業の場合のみ。															
※3: 処分業の場合のみ。															
※4: 新規申請の場合は不要。															
※5: PCB廃棄物の収集運搬業のみ。															
※6: 先行許可証の提出によって省略可。 (ただし、山形県知事発行のものに限る。)															
※7: 該当する部分を図示すること。															
※8: 3ヶ月以内のものであること。															
※9: 産業廃棄物処理施設設置許可を受けている場合は不要。															

・ 産業廃棄物処理業変更届・廃止届

☐ 産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（様式第11号）

変更事項	添付書類						
☐ 住所 ☐ 氏名又は名称	☐ 現在交付されている許可証（原本） 法人の場合 ☐ 申請法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※2 ☐ 申請法人の定款又は寄附行為（名称の変更の場合） 個人の場合 ☐ 申請者の住民票の写し又は外国人登録証明書の写し※2（本籍の記載のあるもの）						
☐ 業務を行う役員（取締役、監査役、相談役、顧問等） ☐ 政令で定める使用人 ☐ 株主（出資者） ☐ 法定代理人	☐ 現在交付されている許可証（原本）（代表者を変更する場合） ☐ 誓約書（新任者がいる場合に限る。届出者が法人の場合は、法人用を使用すること） ☐ 住民票の写し（新任者のもの）※2（本籍の記載のあるもの） ☐ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（新任者のもの）※2 ☐ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※2（役員の変更で記載内容に変更がある場合） ☐ 株主（出資者）が法人の場合、その法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※2 ☐ 社内管理組織図（使用人の変更の場合） ☐ 法定代理人であることを証する書類（法定代理人の変更の場合） ☐ 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類（講習会修了証の写し）※3						
☐ 事務所及び事業場の所在地	☐ 変更後の事務所及び事業場の付近見取図※1						
☐ 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模	<table border="1"> <tr> <td> ☐ 運搬車両 </td><td> ☐ 運搬車両の写真※2（新規の分） ☐ 車検証の写し（新規の分） ☐ 借用している場合は使用承諾書等の写し（新規の分） </td></tr> <tr> <td> ☐ 駐車施設 </td><td> ☐ 図面 ☐ 写真※2 ☐ 付近見取図※1 ☐ 土地、建物の登記事項証明書※2 ☐ 公図（字限図）※1※2 ☐ 借用している場合は賃貸契約書等 </td></tr> <tr> <td> ☐ 処理施設（保管施設を含む） ☐ 積替え保管施設 </td><td> ☐ 現在交付されている許可証（原本） ☐ 図面（平面図、立面図、断面図、構造図） ☐ 設計計算書（容量計算書、仕様書、能力計算書） ☐ 写真（全景、建物内部）（場所の表示を含む）※2 ☐ 付近見取図※1 ☐ 土地、建物の登記事項証明書※2 ☐ 公図（字限図）※1※2 ☐ 処理施設の所有権を有することを示す書類 ☐ 借用している場合は賃貸契約書等 </td></tr> </table>	☐ 運搬車両	☐ 運搬車両の写真※2（新規の分） ☐ 車検証の写し（新規の分） ☐ 借用している場合は使用承諾書等の写し（新規の分）	☐ 駐車施設	☐ 図面 ☐ 写真※2 ☐ 付近見取図※1 ☐ 土地、建物の登記事項証明書※2 ☐ 公図（字限図）※1※2 ☐ 借用している場合は賃貸契約書等	☐ 処理施設（保管施設を含む） ☐ 積替え保管施設	☐ 現在交付されている許可証（原本） ☐ 図面（平面図、立面図、断面図、構造図） ☐ 設計計算書（容量計算書、仕様書、能力計算書） ☐ 写真（全景、建物内部）（場所の表示を含む）※2 ☐ 付近見取図※1 ☐ 土地、建物の登記事項証明書※2 ☐ 公図（字限図）※1※2 ☐ 処理施設の所有権を有することを示す書類 ☐ 借用している場合は賃貸契約書等
☐ 運搬車両	☐ 運搬車両の写真※2（新規の分） ☐ 車検証の写し（新規の分） ☐ 借用している場合は使用承諾書等の写し（新規の分）						
☐ 駐車施設	☐ 図面 ☐ 写真※2 ☐ 付近見取図※1 ☐ 土地、建物の登記事項証明書※2 ☐ 公図（字限図）※1※2 ☐ 借用している場合は賃貸契約書等						
☐ 処理施設（保管施設を含む） ☐ 積替え保管施設	☐ 現在交付されている許可証（原本） ☐ 図面（平面図、立面図、断面図、構造図） ☐ 設計計算書（容量計算書、仕様書、能力計算書） ☐ 写真（全景、建物内部）（場所の表示を含む）※2 ☐ 付近見取図※1 ☐ 土地、建物の登記事項証明書※2 ☐ 公図（字限図）※1※2 ☐ 処理施設の所有権を有することを示す書類 ☐ 借用している場合は賃貸契約書等						
☐ 積替え許可の有無	☐ 山形市の許可証の写し						
☐ 事業の廃止	☐ 現在交付されている許可証（原本）						

※1：該当する部分を図示すること。

※2：3ヶ月以内のものであること。

※3：変更がある場合。

・ 特別管理産業廃棄物処理業変更届・廃止届

□ 特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（様式第17号）

変更事項	添付書類						
☐ 住所 ☐ 氏名又は名称	☐ 現在交付されている許可証（原本） 法人の場合 ☐ 申請法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※2 ☐ 申請法人の定款又は寄附行為（名称の変更の場合） 個人の場合 ☐ 申請者の住民票の写し又は外国人登録証明書の写し※2（本籍の記載のあるもの）						
☐ 業務を行う役員 （取締役、監査役、会計 参与、会計監査人、相談 役、顧問） ☐ 政令で定める使用人 ☐ 株主（出資者） ☐ 法定代理人	☐ 現在交付されている許可証（原本）（代表者を変更する場合） ☐ 誓約書（新任者がいる場合に限る。届出者が法人の場合は、法人用を使用すること） ☐ 住民票の写し（新任者のもの）※2（本籍の記載のあるもの） ☐ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（新任者のもの）※2 ☐ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※2（役員の変更で記載内容に変更がある場合） ☐ 株主（出資者）が法人の場合、その法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※2 ☐ 社内管理組織図（使用人の変更の場合） ☐ 法定代理人であることを証する書類（法定代理人の変更の場合） ☐ 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類（講習会修了証の写し）※3						
☐ 特別管理産業廃棄物の 性状の分析を行う者	☐ 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者について、知識及び技能を有することを証する書類						
☐ 事務所及び 事業場の所在地	☐ 変更後の事務所及び事業場の付近見取図※1						
☐ 事業の用に供する主 要な施設並びにその設 置場所及び主要な設備 の構造又は規模	<table border="1"> <tr> <td> ☐ 運搬車両 </td><td> ☐ 運搬車両の写真※2（新規の分） ☐ 車検証の写し（新規の分） ☐ 借用している場合は使用承諾書等の写し（新規の分） </td></tr> <tr> <td> ☐ 駐車施設 </td><td> ☐ 図面 ☐ 写真※2 ☐ 付近見取図※1 ☐ 土地、建物の登記事項証明書※2 ☐ 公図（字限図）※1※2 ☐ 借用している場合は賃貸契約書等 </td></tr> <tr> <td> ☐ 処理施設 （保管施設を含む） ☐ 積替え保管施設 </td><td> ☐ 現在交付されている許可証（原本） ☐ 図面（平面図、立面図、断面図、構造図） ☐ 設計計算書（容量計算書、仕様書、能力計算書） ☐ 写真（全景、建物内部）（場所の表示を含む）※2 ☐ 付近見取図※1 ☐ 土地、建物の登記事項証明書※2 ☐ 公図（字限図）※1※2 ☐ 処理施設の所有権を有することを示す書類 ☐ 借用している場合は賃貸契約書等 </td></tr> </table>	☐ 運搬車両	☐ 運搬車両の写真※2（新規の分） ☐ 車検証の写し（新規の分） ☐ 借用している場合は使用承諾書等の写し（新規の分）	☐ 駐車施設	☐ 図面 ☐ 写真※2 ☐ 付近見取図※1 ☐ 土地、建物の登記事項証明書※2 ☐ 公図（字限図）※1※2 ☐ 借用している場合は賃貸契約書等	☐ 処理施設 （保管施設を含む） ☐ 積替え保管施設	☐ 現在交付されている許可証（原本） ☐ 図面（平面図、立面図、断面図、構造図） ☐ 設計計算書（容量計算書、仕様書、能力計算書） ☐ 写真（全景、建物内部）（場所の表示を含む）※2 ☐ 付近見取図※1 ☐ 土地、建物の登記事項証明書※2 ☐ 公図（字限図）※1※2 ☐ 処理施設の所有権を有することを示す書類 ☐ 借用している場合は賃貸契約書等
☐ 運搬車両	☐ 運搬車両の写真※2（新規の分） ☐ 車検証の写し（新規の分） ☐ 借用している場合は使用承諾書等の写し（新規の分）						
☐ 駐車施設	☐ 図面 ☐ 写真※2 ☐ 付近見取図※1 ☐ 土地、建物の登記事項証明書※2 ☐ 公図（字限図）※1※2 ☐ 借用している場合は賃貸契約書等						
☐ 処理施設 （保管施設を含む） ☐ 積替え保管施設	☐ 現在交付されている許可証（原本） ☐ 図面（平面図、立面図、断面図、構造図） ☐ 設計計算書（容量計算書、仕様書、能力計算書） ☐ 写真（全景、建物内部）（場所の表示を含む）※2 ☐ 付近見取図※1 ☐ 土地、建物の登記事項証明書※2 ☐ 公図（字限図）※1※2 ☐ 処理施設の所有権を有することを示す書類 ☐ 借用している場合は賃貸契約書等						
☐ 積替え許可の有無	☐ 山形市の許可証の写し						
☐ 事業の廃止	☐ 現在交付されている許可証（原本）						

※1：該当する部分を図示すること。

※2：3ヶ月以内のものであること。

※3：変更がある場合。

欠格要件該当チェックシート

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号に規定する欠格要件

令和8年1月5日現在

チェック欄	具体的な内容
	イ 第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者
	イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
	ロ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ないもの
	ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
	ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
	ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
	ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
	ト ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
	チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
	ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
	ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
	ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
	ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
	ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
注1）心身の故障によりその業務を適切に行うことができないものとは、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないもの 注2）政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの （1）本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所） （2）継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの 注3）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	

優良認定申請書類チェックシート

N O.	申 請 書 類	申 請 書 類 の 詳 細	チェック欄
			優良 認定
1	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面	誓約書	☐
2	事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類	インターネットでの情報公開状況に関する書類	☐
		情報の公表年月日を確認できる書類	☐
		所定の更新頻度で更新していることを確認できる書類	☐
3	環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類	ISO14001 認定証又はエコアクション 21 認定証の写し	☐
4	電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類	電子マニフェストシステム加入証の写し（（公財）日本産業廃棄物処理振興センター交付のもの）	☐
5	税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類	【国税及び地方消費税】税務署長が交付する納税証明書又はその写し等	☐
		【山形県民税、事業税及び不動産取得税】県が交付する納税証明書又はその写し等	☐
		【市町村税】市町村長が交付する納税証明書又はその写し等	☐
		【社会保険料】年金事務所長等が発行する社会保険料納付確認書又はその写し等	☐
		【労働保険料】地方労働局長等が発行する労働保険料納付確認書又はその写し等	☐
		（【県民税等に関する申告書】山形県及び山形県内市町村に対する納税義務、社会保険料・労働保険料の納付義務又は山形県内において不動産に係る納税義務がない場合に提出。）	(☐)

（注）山形県において、現に受けている産業廃棄物処理業の許可の申請書に添付したものについては、提出は不要である。

※ 優良認定の詳細については、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」

（環境省 HP : <http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html>）を参照してください。